

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局

発行責任者/辻 邦夫

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ604号

TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 jpa@ja2.itkeeper.ne.jp

JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

新型コロナウイルス感染症への対応に関する追加情報

前回の事務局ニュース（No. 263 3月6日発行）以降の新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報で重要なものを、以下にまとめましたのでご参照ください。

また、既発信の事務連絡等について、難病対策課に確認したところ、「慢性疾患」「基礎疾患」という表現の場合、指定難病はそれらに含まれるとのことでした。

但し、それらのもののうちその後段で限定表現が使われる場合がありますのでご注意ください（例；慢性疾患等を有する〇〇の患者等について → 慢性疾患等を有する患者のうち、〇〇の状態にある患者、が対象になります）

なお、実際の運用は都道府県等各地方自治体となりますので、詳細の確認等は必ずお住いの地方自治体にお問い合わせください。

- ・新型コロナウイルス感染症について（総合的なサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

上記より前回のニュース以降に発表された主要なもの下記に抜粋します。

[新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて](#)

（指定医療機関休業等で受信できない場合、それ以外での受診について）

[新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）](#)

（電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて）

[新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について](#)

医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について（別添PDFファイル参照）

→児童「等」の中に難病患者と在宅療養者も含まれるとのこと（本文参照）。

引き続き、困っていること等も含め、情報等ございましたらぜひお寄せください。